## 相続登記必要書類チェックリスト

書類名	取得場所	
法定相続分による相続登記		
□被相続人の出生から死亡までの戸籍・除籍・原戸籍	各本籍地の市役所	
□被相続人の(除)住民票 本籍地入り)	被相続人の最後の住所地の市役所	
□相続人全員の戸籍	本籍地の市役所	
□登記名義人になる人の住民票	住所地の市役所	
□固定資産評価証明書	市役所もしくは市税事務所	
□被相続人の戸籍の附票※ 1	被相続人の本籍地の市役所	
□権利書※2		
遺産分割による相続登記		
□被相続人の出生から死亡までの戸籍・除籍・原戸籍	各本籍地の市役所	
□被相続人の(除)住民票 本籍地入り)	被相続人の最後の住所地の市役所	
□相続人の戸籍	本籍地の市役所	
□登記名義人になる人の住民票	住所地の市役所	
□固定資産評価証明書	市役所もしくは市税事務所	
□相続人全員の印鑑証明書	住所地の市役所	
□遺産分割協議書		
□被相続人の戸籍の附票※ 1	被相続人の本籍地の市役所	
□権利書※2		
遺言書による相続登記		
□遺言書		
□被相続人の死亡時の戸籍	本籍地の市役所	
□被相続人の(除)住民票 本籍地入り)	被相続人の最後の住所地の市役所	
□相続人の戸籍	本籍地の市役所	
□登記名義人になる人の住民票	住所地の市役所	
□固定資産評価証明書	市役所もしくは市税事務所	
□被相続人の戸籍の附票※1	被相続人の本籍地の市役所	
□権利証※2		
遺言書による遺贈登記 遺言執行者なし)		
□遺言書		
□被相続人の出生から死亡までの戸籍・除籍・原戸籍	各本籍地の市役所	
□被相続人の(除)住民票 本籍地入り)	被相続人の最後の住所地の市役所	
□相続人の戸籍	本籍地の市役所	
□登記名義人になる人の住民票	住所地の市役所	
□固定資産評価証明書	市役所もしくは市税事務所	
□印鑑証明書 相続人全員)	住所地の市役所	
□権利書		
□被相続人の戸籍の附票※ 1	被相続人の本籍地の市役所	
遺言書による遺贈登記 遺言執行者あり		
□遺言書		
□被相続人の死亡時の戸籍	本籍地の市役所	
□被相続人の(除)住民票 本籍地入り)	被相続人の最後の住所地の市役所	
□登記名義人になる人の住民票	住所地の市役所	
□遺言執行者の印鑑証明書	住所地の市役所	
□固定資産評価証明書	市役所もしくは市税事務所	
□権利書		
□被相続人の戸籍の附票※1	被相続人の本籍地の市役所	

<sup>※ 1</sup>戸籍の附票は、登記簿謄本に記載されている被相続人の住所」と 被相続人の死亡時の住所」が異なる場合に必要となります。
※ 2登記簿謄本に記載されている被相続人の住所と、被相続人の死亡時の住所が異なる場合で、上記 戸籍の附票」でもつながりがつかない場合に必要となります。